



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

上場会社名 J M A C S株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 植村 剛嗣  
(コード番号 5817 東証第二部)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長兼総務部長 上田 裕一  
(TEL 06-4796-0020)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、および「定款一部変更の件」を本年5月26日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

本年5月26日開催予定の第52期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- ③ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条(剰余金の配当等の決定機関)および第40条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)および現行定款第37条(剰余金の配当の基準日)ならびに第38条(中間配当)を削除するものであります。

- ④ 1 単元（100 株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、第 8 条（単元未満株式の買増し）を新設し、単元未満株式を所有されている場合に、所有株式が 1 単元になるよう、当社に対し、不足する数の株式を売り渡す請求を行うことができる制度（単元未満株式の買増し制度）を導入するものであります。また、あわせて、第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設し、単元未満株式についての権利を明確化するものであります。
- ⑤ 取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役とするための変更を行うものであります。
- ⑥ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 5 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 5 月 26 日

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(单元未満株式の買増し)</u>  <u>第8条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会  第11条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会  第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(議事録)</u>  <u>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会  (員数)  第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。  (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会  (員数)  第20条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。  <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)  第19条 取締役は、株主総会において選任する。  ②～③ (条文省略)  (新設)</p>	<p>(選任方法)  第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u>  ②～③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)  第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  (任期)  第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 4 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>③ <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の 4 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 4 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u>  <u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>  <u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>



現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算  第36条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算  第38条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u>  <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u>  <u>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u>  <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u>  <u>③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>39</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする</p> <p>② 未払の<u>利益配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>41</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>② 未払の配当金には、利息をつけない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

以 上